

日本獣医師会の役割に思う

境 政人[†] (日本獣医師会専務理事)

昨年6月に日本獣医師会専務理事への就任を承認いただき、早や7カ月が過ぎた。この間に経験した本会の行事や社会情勢の変化をにらみながら、日本獣医師会として何ができるのか、何をしなければならぬのか、漠然と考えながら仕事をしてきた。その結論は一向にみえないが、種々の出来事や課題ごとに、おぼろげながら感じる本会の役割について自らの考えを述べてみたい。

1 TPP 協定大筋合意

昨年10月5日、難航していたTPP協定交渉が大筋合意に達した。日本政府は、国会決議等を踏まえ、農林水産物重要5品目については、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得したと説明している。しかし、牛肉の関税率は現行の38.5%が16年目には9%に、豚肉の従量税は482円/kgが10年目には50円/kgに削減される。脱脂粉乳、バターについては、枠外税率の関税削減は行わず、TPP関税割当枠を設定することになった。関税は残ったものの、いずれも厳しい内容である。しかも、協定発効10年後には、これらの国境措置について再交渉が行われることになっている。

TPP交渉については、物品の市場アクセス交渉が話題の中心となったが、交渉はモノの関税のほか、サービス、投資、知的財産、電子商取引、環境など29分野に及ぶ。成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンを作り出すことにより、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来を活発化させ、この地域を世界で最も豊かな地域にしようという壮大な取組だ。

農業分野の交渉結果だけをみれば、合意内容には賛同し難い。ただし、わが国の将来的な人口減少と、1千兆円超という20年分の国家収入に相当する借金を考慮すれば、経済成長を促すしかなく、そのための有効な手法としてはやむを得ないとも思う。

しかし、獣医学を学んだ1人の人間としての立場から

みると、TPP協定の根底にあるグローバル経済の進展には懸念が残る。ヒト・モノ・資本・情報の往来の活発化はいいが、その先はどうなるのかということである。すなわち、安い労働力と土地を求め、国家財政をも上回る資本を投入して、未開発のアジア・アフリカ地域など世界中を席卷した後、世界経済と人類一人一人の生活はどうなるのか。市場原理主義に基づく自由な経済活動の結果として生じる貧富の格差、放置された環境破壊、人と動物の共通感染症としての新興・再興感染症等への有効な対策は、誰がどのように措置するのか。

それに対する処方せんをグローバル経済自らが用意してくれれば事態は深刻にならないのかもしれないが、恐らくそうはならないであろう。経済活動や社会生活の歪みに対する是正措置は、まずは政治と行政が背負うことになるのではなかろうか。そして、政治・行政と国民一人一人をつなぐ存在として地域社会があり、われわれ獣医師も高度専門職業人として、グローバル経済の歪みを是正すべき能力を有しており、地域における国民からの期待も大きなものとなろう。地方獣医師会及び日本獣医師会は、このような個々の獣医師の活動を包括的に支援するとともに、国家施策との連携・調整の役割を果たすことになる。このような考えは、私が述べるまでもなく、すでに「獣医師会活動指針」に明記されている。

2 日本獣医師会の役割

次に、本会が抱える個々の課題ごとに、その役割について考察してみたい。すでに、本会における議論、他の識者の記述等と重複する部分が多くなることはお許しいただきたい。

(1) ワンヘルスの取組

近年における人の新興・再興感染症の多くは動物由来とされている。これは、科学の進展とともに人と動物の新たな関わりが明らかになったものもあろう。しかし、1で触れたように、グローバル経済の活動とともに、森林開発や自然環境の破壊等により、従来は人が接することが少なかった野生動物や病原体への接触の機会が増加したことも原因となっている。

昨年11月に第3回日本医師会・日本獣医師会連携シ

[†] 連絡責任者：境 政人 (日本獣医師会)

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎ 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : masato_sakai@nichiju.or.jp

ンポジウムが開催されたが、そこで紹介されたわが国における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の診断に関する医師と獣医師との連携した取組は印象的であった。

このような取組を組織的に実現しようとするものが、医師会と獣医師会との学術連携協定である。これは、平成25年11月の日本医師会と日本獣医師会との協定締結に始まり、その後地方獣医師会においても地方医師会との協定締結が進められており、現在55会員のうち31地方獣医師会において締結がなされている。

また、「第2回世界獣医師会・世界医師会“One Health”に関する国際会議（第2回GCOH）」が本年11月10・11日に北九州市で開催されるが、このような国際組織との連携はまさしく日本獣医師会の役割である。

わが国におけるワンヘルスに関する取組は、加地祥文理事が「日獣会誌 Vol. 68, No. 12」において詳しく紹介されているのでご参照いただきたい。

（2）産業動物分野における取組

1で述べたように、TPP交渉の合意により、畜産物に係る関税等の国境措置は、大幅に削減または撤廃される。それによる国産畜産物の価格低下等の直接的な経営への影響は、牛マルキン及び豚マルキンの法制化等によって補てんすることが予定されている。

一方、生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化により、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るための支援措置も用意されている。これがいわゆる「畜産クラスター事業」である。畜産農家を含む3つ以上の組織・経営体等が畜産クラスター計画を策定し、地域ぐるみで収益性の向上を図ろうとするものである。本事業は、畜産クラスターという地域組織を形成することで、個別経営体への補助（いわゆる個人補助）を可能とする便法でもある。しかし、大規模化した畜産経営は、家畜の生産・流通、飼料の生産・供給、農業機械や生産資材の供給、糞尿処理、生産家畜の輸送・処理加工等、地域における労働力や関連産業との連携なしには成立しない。もちろん、われわれ産業動物獣医師も畜産クラスターの必須メンバーである。本来の獣医療の提供にとどまらず、農場 HACCP を含む飼養管理から畜産経営までの指導等を担う管理獣医師としての活躍が期待されている。

畜産にとどまらず、地域経済・地域社会における農業の役割はきわめて重要である。かつて農林水産省では、地域の農業経営のみにとどまらず、地域の生活も支える役割を担う地域マネジメント法人の設置を検討したことがある。残念ながら、政権交代の影響もあり助成措置としては実現しなかったが、農業と地域社会は一体として捉えられるべきものであることを示唆している。

TPP交渉合意に関連して、われわれ獣医師が強く認識しなければならないことがある。それは、今後、輸入

畜産物に対する関税等の国境措置が大幅に削減される中で、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」に基づく家畜衛生及び食品の安全性に係る施策はいっそう重要なものとなり、まさしく国境措置における最後の砦となるということである。また、国内の畜産経営にとっても、家畜衛生対策は口蹄疫等の越境性感染症の侵入による甚大な被害の未然防止や、平成32年の1兆円を目標としている牛肉等農林水産物の輸出促進にもきわめて重要である。

そして、畜産現場における農場 HACCP 等の飼養衛生管理を担う獣医師と、その指導機関である都道府県の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等、国等の動物検疫所、動物医薬品検査所、動物衛生研究所等との連携・調整も、国会及び地方獣医師会の重要な役割となっている。

（3）小動物獣医療分野における取組

本年1月、（一社）ペットフード協会は2015年10月現在の全国犬猫飼育実態調査の結果を公表した。犬の飼育頭数は約9,917千頭で、2008年の約13,101千頭のピーク時に比べ24%減少した。一方、猫の飼育頭数は約9,874千頭で、ほぼ横ばいとなった。犬が減少を続けている理由については、「独り暮らし世帯の増加や人間の高齢化で、散歩などの世話が必要な犬は数が減った」と分析されている。

また、犬の平均寿命は14.85歳、猫は15.75歳で、ともに年々伸びている。年齢については、高齢期とされる7歳以上の割合が、犬は54.6%に対し、猫は42.1%となっており、犬は今後も減少が続くと予想される。

このような犬の飼育頭数の減少は、小動物獣医療分野も含めペット産業全体にとって大きな懸念材料となっている。ただ、小動物獣医療分野においては、ペットの高齢化に伴う来院件数の増加により、現時点では飼育頭数減少の影響は顕在化していないと聞く。しかし、犬の絶対数が減少すれば、近々その診療件数も減少に転じることは間違いない。

このような状況を踏まえ、地方獣医師会や構成獣医師からは、日本獣医師会として早期に対応策を講ずべきとの要請が寄せられている。国会としても、犬の飼育頭数の急激な減少への早期対応は、きわめて重要な課題であると認識している。ただ、上述のように、犬の飼育頭数の減少の要因が、獣医療の提供によるものではなく、飼い主の高齢化など社会的・経済的な条件にあるのならば、それらの阻害要因の解決に向けてはペット産業全体で対応することが不可欠である。

幸いに、ペットフード協会をはじめペット関連業界が一体となって、対応策の検討が開始されている。国会としては、このようなペット業界全体の取組と歩調を合わせ、高齢動物等に対する高度獣医療の提供や組織的な飼育支援など、飼い主が経済的にも社会的にも安心して

ペットを飼育できる環境作りを構築していくことが重要と考える。

その具体的な対応策の一つとして、村中志朗副会長が「高齢者動物飼育支援システム」の構築を提唱されている。これは地域の獣医師、動物看護師及び動物愛護推進員が、高齢者に対して定期的に動物飼育支援を行うことにより、高齢者のQOLの向上を図ろうとするものだ。これを厚生労働省が提案する「地域包括ケアシステム」と一体的に運用しようとするもので、きわめて興味深い。詳細は「日獣会誌 Vol. 68, No. 10」をご参照いただきたい。

小動物獣医療に関しては、もう一つ重要な取組が提案されている。それは、平成30年に改正が予定されている動物愛護管理法に基づくマイクロチップ（MC）の装着義務化と情報管理体制の一元化だ。MCは、同法が直接的に意図する所有者明示措置による逸走動物等の保護にとどまらず、電子カルテを活用した高度獣医療の連携提供、動物保険等の付加価値の適用による飼い主のメリット向上等、応用範囲は広い。

しかも、犬・猫の飼育頭数は約2千万頭であり、MC装着が義務化されれば、獣医師及び獣医師会にとっては狂犬病予防事業と並ぶ重要な公益事業となろう。現在、本会においては「MC普及推進特別委員会」を設置し、ロードマップに従い着実な検討と事業推進を図っている。

(4) 公務員獣医師分野における取組

獣医師の約1/4は、公務員として家畜衛生及び公衆衛生分野における広範な業務に従事している。この分野における長年の課題は、処遇改善である。昭和53年度大学入学者から修士課程積上げ方式による6年制教育が開始されて以来38年が経過した。この間、一貫して目指してきたものは医師と同等の処遇への改善である。

近年、初任給調整手当等の増額給付等が多くの都道府県で実施され、一定の処遇改善がみられる。しかし、その実現に向けては、多大なる努力と政治力を要した。これらは、地方獣医師会による人事委員会等への要請、全国知事会、全国都道府県議会、総務省等関係省庁への継続的な要請とご理解の下で実現した。そして、昨年10月には福岡県人事委員会による勧告において、「獣医師など、高い専門性と技術力を要する行政分野の業務に従事する職員について、(中略)給料表を含めた処遇の在り方について調査・研究を進めていく必要がある」との意見が付された。仮にこれが実現すれば、単に地方公務員獣医師の処遇改善にとどまらず、他の分野の勤務獣医師の処遇への波及効果も期待できる。地方獣医師会と本会による連携した継続的な取組の成果として大いに評価できる。

(5) 獣医学教育・学術分野における取組

本会等による獣医学教育改善への取組の歴史も長い。上述のように6年制教育が実現して久しいが、その目指すところは欧米等国际水準の獣医学教育である。特に、わが国獣医学教育の隘路は、臨床教育が不十分な点である。

これに対しては、現在、文部科学省や獣医学系大学との連携した取組により、平成29年度からの参加型臨床実習の導入が進められている。そして、その実現のためには、産業動物・小動物獣医療分野、家畜衛生・獣医公衆衛生分野等の獣医臨床現場において、1学年1,200人以上もの獣医学生の実習を分担する必要がある。本会の獣医学術部会においては、参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保に向けた検討を急いでおり、地方獣医師会をはじめ関係分野のご理解とご支援をお願いする。

この取組は、TPP協定等の動きとも密接に関連する。同協定では、「越境サービス分野」において、特定の有資格者も含め人によるサービスの相互受入れが義務付けられている。今回の交渉において、獣医師については議論されなかったと聞いているが、将来的にはその相互受入れが求められる可能性もある。その際には、各国における獣医師の資質・能力も問われることになり、その客観的な評価対象として獣医学教育の水準が取り上げられよう。その意味でも、本会は獣医学教育の改善を一貫して先導してきた実績があり、今後もその努力を継続すべき責務もある。

また、本会による獣医師の資質向上の取組は、大学教育の改善にとどまらず、獣医師の新規研修や生涯研修においても期待されている。その取組は、地方獣医師会及び本会における研修、シンポジウム、地区大会、年次大会等の開催により実践されている。このような教育研修は、組織的・継続的に実施されることが重要であり、今後とも本会の主要な役割の一つと言えよう。

さらに、学術分野等の取組として本会の重要な役割は、世界獣医師会、アジア獣医師会連合、国際獣疫事務局等の国際組織・機関及び各国獣医師組織等との密接な連携の強化である。先にTPP協定に基づく各国間における獣医師の相互受入れの課題に触れたが、将来的には本会がTPP交渉等の裏舞台において関係各国・機関等と折衝することも想定される。その際には、日ごろからの国際的な貢献が評価されよう。第2回GCOHの開催も、その取組の一環として重要であり、このような活動が実践できるのは、本会を除いて存在しない。

3 日本獣医師会が目指すべきもの

現在、われわれは、多様な価値観が尊重される自由な世界を享受している。グローバル経済や市場原理主義の

下では、経済や個人の自由な活動は、許容せざるを得ないのかもしれない。

人類は世界中で生きている5千種を超える動物の一種にすぎない。このことをわれわれ獣医師は理解している。そのような知識と視点を有しているからこそ、われわれ獣医師は、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる」とのワンヘルスの考え方にに基づき、それを実践すべき立場にある。

グローバル経済の果てには、やはり人間は社会的動物として、本来の生活基盤である地域社会に戻って来ざるを得ないのではないか。その際、獣医師はその特性を生かしながら、地域社会において人と動物と環境をつなぐ機能を果たすことになる。このような獣医師による地域社会や現場に立脚した活動を組織的に支援し、国の政

策との連携・調和を図っていくことが、地方獣医師会や日本獣医師会の役割であり、その結果として国民に評価される存在となることができる。

ここで注意を要することは、このような国民の理解は、個々の獣医師やその組織が自ら主体的に行動してこそ得られるものであり、その活動の成果も持続できるということである。また、われわれの活動は、自己利益の追求や既得権益の擁護と誤解されるようなことがあってはならない。われわれが期待する利益は、あくまでも目的とする公益とともに存在するものでありたい。

結論はきわめて自明のものとなったが、地方獣医師会及び構成獣医師の皆さま方には、本会と共通の目的に向かって連携して活動していただくよう、ご理解とご活躍に期待する次第である。